倫理規程

第１章　総則

第１条（目的）

本規程は、一般社団法人　ソーシャル・イノベーション・パートナーズ（以下、「当法人」という）の役職員による厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正かつ適正な事業活動の確保を目的とする。

第２条（適用範囲）

本規程は、当法人の役員並びに職員及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下、合わせて「役職員」という。）に対して適用する。

第２章　基本方針

第３条（基本的人権の尊重）

当法人及び役職員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

第４条（基本的責務）

役職員は、常に公正かつ誠実に事業を運営し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第５条（法令等の遵守）

1. 当法人は、関連法令及び当法人の定款、各規程・内規等を厳格に遵守し、適正に事業を運営するものとする。
2. 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
3. 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、「コンプライアンス規程」に則り対応しなければならない。

第６条（私的利益追求の禁止）

役職員は、その職務上の権限や地位を私的な利益を図るために利用することがあってはならない。具体的には、以下のことに留意して行動しなければならない。

(1) 支援候補組織、並びに支援先組織からの、私的な利益供与を禁ずると共に、誤解の生じるような行為を避ける

(2) 職務や地位を利用して特定の支援候補組織、並びに支援先組織に有利な取り計らいをするような行為、寄附その他の特別の利益を与える行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける

第７条（利益相反の防止及び開示）

1. 役職員は、その職務の執行に際し、当法人と利益が相反する可能性がある場合は、

直ちにその事実を当法人に対し開示し、その他当法人が合理的に要請する手続に従わなければならない。

2. 役職員は、事業活動において以下のことに留意して行動しなければならない。
   (1) 支援候補組織、並びに支援先組織の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の選考においてその決議には加わらない。
   (2) 助成、出資、社債引受け等を行う、又はそれらの資金拠出を判断するにあたり、理事、監事、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えない。
3. 利益相反防止のための手続きについては、「利益相反防止のための自己申告等に関する規程」で定める。

第８条（情報開示及び説明責任）

1. 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。
2. 情報の公開に関する基本的対応事項については、「情報公開規程」で定める。

第９条（特別の利益を与える行為の禁止）

役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第１０条（個人情報の保護）

役職員は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利を尊重しなくてはならない。

第３章　補則

第１１条（規程遵守の確保）

当法人は、必要があるときは、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会において本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第１２条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、 代表理事が別に定める。

第１３条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附　則

本規程は、2024年9月13日から施行する。

本規程の一部改正は、2025年5月30日から施行する。